審査項目及び配点

審査項目	審査内容(審査の視点)	配点
①管理運営に関する基本的考え方	(文化施設としての設置目的への理解) ・文化プラザ条例の目的や管理運営に関する基本的な考え方(仕様書１頁)を理解した提案内容であるか。 ・文化プラザ全体として、貸館と企画事業の実施のバランスは、適当か。	６０ 点
②企画事業の実施	(企画事業の妥当性) ・継続事業や新たな事業提案の内容は適当か。 ①展示室：収蔵品の取扱いや県民への紹介等の方針・計画は適当か。 ②ホール：施設の提供方針や利用促進策は適当か。 ③練習室：施設の提供方針や利用促進策は適当か。	９０ 点
③文化情報センターの管理運営	(利用者の立場に立った管理運営方策) ・文化団体や一般県民への文化活動に係る情報発信、助言・相談等、文化情報センターの管理運営のあり方を理解した提案内容であるか。 ・文化センターに係る具体的な事業提案は適当な内容となっているか。	３０ 点
④サービス向上につながる質の高い管理運営に向けた取組	(各施設等の利用者増加及びサービス向上の方策) ・施設の利用時間帯並びに利用料金の設定は利用者の利便性に配慮したものとなっているか。 ・利用者等のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。	９０ 点
⑤経費縮減の取組	(指定管理料要望額) ・指定管理料上限額に対し、申請書の指定管理料収入額はどの程度か。	９０ 点
	(収支計画の妥当性) ・収支予算書の積算は妥当か。また、事業計画書との整合性は図られているか。	
	(効率的な維持管理計画・経費削減策等) ・効率的に管理運営し、経費の節減等に取り組む内容であるか。 ・経費節減や収益向上策は具体的な提案で実現の可能性があるか。	
⑥申請者の管理運営体制	(組織体制) ・施設の機能を十分に発揮した管理運営を行える職員構成や職員配置であるか。 ・美術関連業務や施設の管理運営業務に関する知識と経験を有した職員配置計画となっているか。 ・維持管理業務に必要な資格保有者の確保をしているか。 ・職員の資質向上に向けた取組をしているか。	９０ 点
	(労働法令その他の関係法令等の遵守の状況) ・労働法、消防法などの規定を遵守する内容となっているか。	

⑦申請者の経理的基礎・技術的能力等	（経営の安定性） ・経営基盤が安定しており、事業計画書に沿った管理運営を行う能力を有しているか。 ・指定期間中に経営破綻する恐れはないか。 ・類似施設の管理実績はあるか。	点 ６０
	（環境政策への理解） ・環境に配慮した取組をしているか。	
⑧文化団体等との連携	（文化団体等との緊密な連携） ・文化芸術活動の実績はあるか。 ・文化団体等との具体的な連携方策が提案されているか。	点 ６０
⑨危機管理に関する取組	（個人情報の保護等） ・個人情報保護対策は万全か。 ・情報漏洩防止措置など情報管理体制は万全か。	点 ３０
	（災害等緊急時の対応等） ・災害等緊急時における対応方策の確保や教育・訓練の方策は十分か。 ・事故防止の取組と事故発生時の対応方策は十分か。 ・施設の安全点検計画が策定されているか。 ・緊急連絡網が整備されているか。 ・利用者等からのクレーム対応は適切か。苦情処理に関する職員への指導、研修が計画されているか。県への報告体制がとられているか。	
合　　計		点 ６００